

○信濃町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 22 日信濃町条例第 28 号

信濃町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27条。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 町長又は教育委員会は、法別表第1の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務(以下「法定利用事務」という。)のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- (1) 法定利用事務に関連する事務であって、規則で定めるもの
- (2) 信濃町福祉医療費給付金支給条例(平成15年信濃町条例第20号)に関する事務

2 町長又は教育委員会は、法定利用事務及び前項各号の事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第1欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報のほか、規則で定める特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定に

より当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表の利用機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表(第5条関係)

	利用機関	事務	提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	町長	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
2	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務	町長	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) (2) 住民票関係情報
3	教育委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による	町長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報

		子どものための教育・保育給 付の支給又は地域子ども・ 子育て支援事業の実施に関 する事務		
--	--	---	--	--